

「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」報告書(概要)

【報告書のポイント】

- 改正海岸法、海岸保全基本方針の『美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して』を基本理念としています。
- 海岸の保全は、国と地方の適切な役割分担の下、地域住民やNPO等と連携して行うこととしています。
- 目標と成果を明確に示す説明責任の観点から、政策目標をできるだけアウトカム指標で表現しています。

1. 検討経緯

平成11年に改正された海岸法に基づき、平成12年に策定された海岸保全基本方針を踏まえ、平成15年度を初年度とする新たな長期計画(計画期間5年)の策定に向けて、海岸省庁共同で、学識者等からなる「中期的な展望に立った新しい海岸保全の進め方検討会」(座長:成田頼明横浜国立大学名誉教授)にて必要な検討を進めてきました。

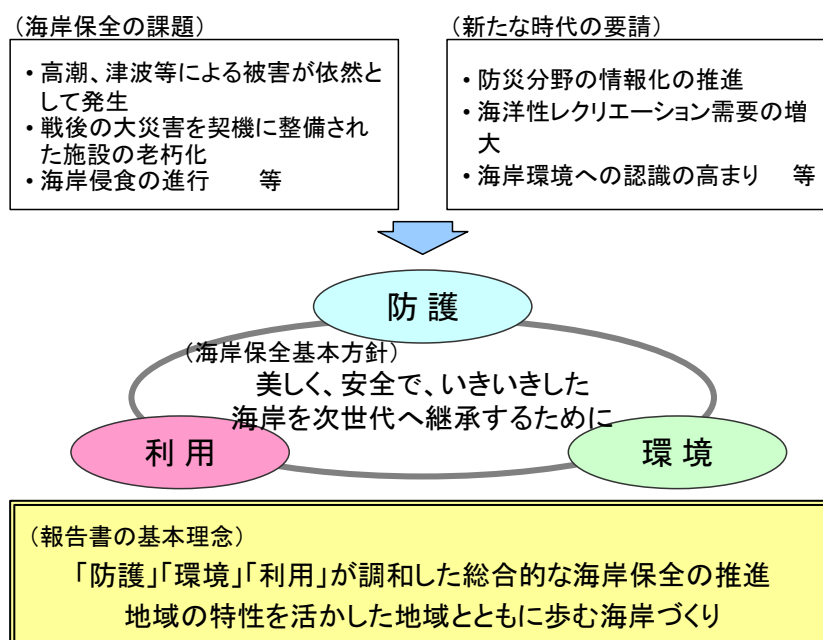
この中で、中間とりまとめへのご意見募集を行い、94名の方からご意見を頂き、これらを踏まえて本報告書を取りまとめました。

なお、平成14年3月より計4回開催された検討会の資料及び議事概要はホームページ <http://www.jfa.maff.go.jp/iinkai/kentou/kentou.html>, <http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/kondankai/index.html>, <http://www.mlit.go.jp/kowan/index.html> で公開しています。

2. 報告書の概要

(1) 海岸保全の課題、新たな時代の要請

海岸保全基本方針の『美しく、安全で、いきいきした海岸』を基本的な理念として、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、これらが調和するよう総合的な海岸の保全を進めます。



(2) 海岸保全に関する政策目標

海岸保全の課題や新たな時代の要請に応えていくため、国と地方の適切な役割分担の下、地域住民やNPO等と連携しつつ、以下の政策目標を可能な限りアウトカム指標で表現し、主要な施策を実施します。

政策目標[アウトカム]	政策目標の実現のための方策
人々は、津波、高潮、波浪、侵食などによる生命・財産・生活に関する被害が軽減される。	(1) 津波、高潮、波浪に対する防護のために必要な施設により、生命・財産についての所要の安全性が確保される。 ・ 未整備地区における海岸保全施設の新設整備 ・ 機能が不足する海岸保全施設の効果的な整備 ・ 水門等の機能の高度化 (2) 必要な情報が公開・伝達されており、住民・海岸利用者は被災を軽減するための適切な行動をとることができる。 ・ ハード・ソフト一体となった総合的な防災機能の強化 (3) 侵食に対する防護が行われ、貴重な国土が保全される。 ・ 広域的な観点に立った総合的な侵食対策 (4) 大規模な地震にも耐えて機能を保持する施設により、生命・財産について所要の安全性が確保される。 ・ 海岸保全施設の耐震化 ・ ゼロメートル地帯の海岸保全施設の耐震化
人々は、人の暮らしと自然環境が調和した豊かで美しい海岸環境を享受し、それを後世に伝えることができる。	(5) 海岸が持つべき豊かで美しい環境が保全・回復される。 ・ 砂浜の保全・回復 ・ 白砂青松等の海岸の保全対策 ・ 動植物が生息生育する環境の保全・回復 (6) 海辺に親しめる環境が充実し、住民の日常生活に潤いを感じられる。 ・ 親水性を向上させる安全性を持った海岸保全施設の整備 ・ 海岸のバリアフリー対策 ・ 地域住民等による環境や利用の向上に資する活動の奨励 (7) レジャー、スポーツ、自然体験等、多様な海岸利用を楽しむ場が充実する。 ・ 海岸・海浜の利用を高める施設の整備

※：「所要の安全が確保」されているとは、各地域において、信頼できる実測値や近傍隣地等で気象及び海象の諸条件が類似した箇所の実測値または気象資料等に基づく推算値等により、適切に想定、推算した計画外力に対する安全が確保されていることをいう。

(1)(2)(3)(4) : 政策目標の実現に国が主体的な役割を果たすもの、
(5) : 政策目標の実現に、国と地方が一体となって取り組むもの、
(6)(7) : 政策目標の実現に、地方が主体的な役割を果たすものを表している。

※目標に関する具体的な数値については、関係機関との調整後、設定されることになります。

(3) 政策目標の達成に向けた主要な留意事項

今後の海岸保全は、経済・社会情勢の変化に一層的確に対応しつつ、国民本位・成果重視の施策を展開していくために、以下の事項に留意しながら、政策目標の実現に向けて行政・地域が一丸となった取組を進めていきます。

広域的・総合的な視点からの取組の推進	(1) ハード・ソフト一体となった総合的な防災体制の確立 防災情報提供体制の整備 など (2) 総合的な土砂管理対策と連携した取組の推進等 サンドバイパスへの取組推進 など (3) 海岸及びその周辺で行われる様々な施策との連携 レジャーやスポーツ、観光振興への寄与 など
地域との連携の促進と海岸を大切にしている活動の育成	(1) 生物の生息生育環境と調和した海岸づくり 地域住民やNPO等による自然環境の調査活動等への支援 など (2) 地域が主体となった海岸における活動への支援 海岸の美化活動の仕組みづくりの支援 など (3) 海岸における地域の固有の文化の形成 伝統的な活動空間の確保 など (4) 地域特性に応じた海岸利用のルールづくり 安全で適正な利用に必要な情報の提供 など (5) 地域住民やNPO等の活動との連携を支援する仕組み等の充実 モデル的な連携の取組への支援 など
調査研究及び情報提供の推進	(1) 各種調査研究の充実 自然環境に配慮した海岸の保全・管理に関する調査研究の推進 など (2) 海岸に関する情報収集、提供、活用の推進 情報ネットワークの形成 など (3) 新たな問題に対応する調査研究の推進 地球温暖化に伴う海面上昇への対応 など